

171-参-厚生労働委員会-22号 平成21年07月06日

※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三日、谷岡郁子君、森まさこ君及び下田敦子君が委員を辞任され、その補欠として森田高君、石井みどり君及び姫井由美子君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

本日御出席いただいております参考人の方々を御紹介申し上げます。

財団法人日本宗教連盟幹事宍野史生参考人でございます。

次に、社団法人全国腎臓病協議会会長宮本高宏参考人でございます。

次に、全国交通事故遺族の会理事井手政子参考人でございます。

次に、自治医科大学先端医療技術開発センター先端治療開発部門客員教授の小林英司参考人でございます。

以上の四名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙中のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、今後の両案審査の参考にしたいと存じております。よろしく願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、参考人の方々からお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず宍野参考人をお願いいたします。宍野参考人。

○参考人（宍野史生君） 日本宗教連盟の幹事を務めております宍野でございます。着席を失礼させていただきます。

本日は、臓器移植法改正の御審議に当たり、宗教者の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございました。

次に、宮本参考人をお願いいたします。宮本参考人。

○参考人（宮本高宏君） 社団法人全国腎臓病協議会会長を務めております宮本と申します。本日は、こういう機会をいただきまして、誠にありがとうございました。座って発言をさせていただきます。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

次に、井手参考人をお願いいたします。井手参考人。

○参考人（井手政子君） 全国交通事故遺族の会の理事をしております井手と申します。このような場所で意見を述べさせていただけることを有り難く思います。済みません、座らせていただきますので。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

次に、小林参考人をお願いいたします。小林参考人。

○参考人（小林英司君） 小林英司であります。着座して御説明したいと思います。

参考人資料の七ページを御覧ください。私の経歴が書いてありますが、先ほど多くの方が医療に対する不信や大変現場で困っておられるお話を聞くと、医学専門家として医師を養成する大学に勤めている責務を痛感いたします。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、参考人の方々におかれましては、委員長の指名を受けてから御発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方は順次、挙手の上、委員長の指名を待つて御発言願います。

○森田高君 森田でございます。

本日は、御多忙中、参考人の皆様方には御出席賜りましたことをまずお礼申し上げます。

まず、日本宗教連盟の宍野様にお伺いしたいわけですが、先ほどのお話の中で、肉体と魂の分離というお言葉がありました。それは息を引き取る瞬間であるという言葉があったわけでございます。（以下略）

（中略）

○衛藤晟一君 宮本参考人と井手参考人にお尋ねしたいんですが、いわゆる現法においては、「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であって」という文が今ありますよね。それがA案においてなくなるということについて、基本的には臓器移植法案だから同じだといえれば同じかもしれません。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） それでは、宮本参考人と井手参考人にお答えをいただきたいと存じますが、限られた時間でございますので、恐縮でございますが、簡潔にお答えをいただきたいと思えます。

では、まず井手参考人。

○参考人（井手政子君） 脳死判定をして脳死と言われると、それは法的脳死ですから、脳死を人の死とすればそれは死ということですね。脳死は人の死ですから、法的脳死になれば、それは死ということですので。（以下略）

○参考人（宮本高宏君） 私、個人的には、先ほども申し上げたように、脳死は人の死だというふうに認識をしています。ただ、今回の、現行法からA案の過程の中で先ほども言いました六条第二項が省かれたことについて、それをすべて人の死を脳死とするというふうに認識するというのを強要されているものではないというふうに思っています。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 時間が限られておりますので、それじゃ一分ずつで言ってください。

○姫井由美子君 民主党の姫井です。

今日はありがとうございました。私の考えを整理することができました。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 短くしてください。

○姫井由美子君 私の父も一日の植物人間の後、亡くなりましたけれども、葬式を済ませて、四十九日の後、何でもかんでも愛用品と一緒に燃やしてしまったことを後悔をしました。遺族の会の中で、遺族が冷静に判断できる時期というのは一体あるのでしょうか。（以下略）

○参考人（井手政子君） 私は奇跡を信じていましたので、提供をするということの概念がそこに入り込むすき間がなかったというのが事実です。だから、いつになったらそれが受容ができるのかというのはちょっと自分でも分かりません。大前提として、医療がきちっと尽くされている、それから心のケアがされているという、それがあってこそこれは普及するのではないかなというふうに思っていますので、その時期的なものがいつというのは個々によって違うと思います。

○参考人（宮本高宏君） 普及啓発の在り方については、私自身は、従来、臓器移植法施行後からもうそういう普及啓発は行われているわけですが、もっときめ細かな情報提供であったり、有効的な普及啓発活動の在り方を国始めネットワーク自体も私は考えられるべきだと思いますし、もう一つは、抽象的な言い方ですが、そもそも、先ほども言いましたように、国づくりの中で、人の命を大事にする、人の命を思いやれるようなことを根幹とした国づくりを進めることで、一人一人が臓器提供に対する私は意思表示もできる環境が生まれてくるんだというふうに思います。

○委員長（辻泰弘君） よろしいですか。

それでは、時間でございますので、以上をもって参考人に対する質疑は終了とさせていただきます。

参考人の皆様方には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

暫時休憩をいたします。

午後三時休憩

午後三時四分開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

御出席いただいております参考人の方々を御紹介申し上げます。

兵庫医科大学小児科主任教授・日本小児科学会倫理委員会委員長谷澤隆邦参考人でございます。

次に、財団法人日本救急医療財団理事長・杏林大学医学部救急医学教授島崎修次参考人でございます。

次に、東京財団研究員ぬで島次郎参考人でございます。

次に、上智大学法学研究科教授町野朔参考人でございます。

以上の四名の方々に御出席いただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、御多忙中のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、今後の両案審査の参考にいたしたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、参考人の方々からお一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたく存じます。

なお、参考人、質疑者共に発言は着席のままで結構でございます。

それでは、まず谷澤参考人をお願いいたします。谷澤参考人。

○参考人（谷澤隆邦君） 兵庫医科大学の谷澤でございます。

私は、小児科学会の倫理委員長ということでこの場に招致されたと理解しております。

まず、資料を御覧いただきますと、資料の一でございますけれども、私ども小児科学会としては、二〇〇〇年の十月から、この問題に関して、まず最初は倫理委員会を中心に検討してまいりました。その後、小児脳死基盤整備ワーキング委員会というのが別途に立ち上がりまして、そこで検討してきた成果について今日は中心にお話しさせていただきたいと思っております。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

次に、島崎参考人をお願いいたします。島崎参考人。

○参考人（島崎修次君） 日本救急医療財団の島崎でございます。現在、杏林大学の救急医学の教授をいたしておりますが、前日本救急医学会の理事長をいたしております。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

では次に、ぬで島参考人をお願いいたします。ぬで島参考人。

○参考人（ぬで島次郎君） 今日はお招きいただきましてどうもありがとうございます。ぬで島次郎と申します。よろしくお願いをいたします。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

次に、町野参考人をお願いいたします。町野参考人。

○参考人（町野朔君） 昨年末の衆議院に引き続きまして、参議院でも意見を申し上げる機会をいただいたことに心から感謝いたします。

私は、結論から申しますと、衆議院で可決され参議院に送られてきたいわゆるA案を基本的に支持すべきであると考えています。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

なお、参考人の方々におかれましては、委員長の指名を受けてから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次、挙手の上、委員長の指名を待つて御発言願います。

○足立信也君 四名の先生方、本当にありがとうございます。民主党の足立信也でございます。

まず、島崎先生とぬで島先生にお聞きをいたします。

島崎先生には、ちょっと救急医学という専門以外の部分になるかもしれませんが、今まで私が各委員の質問を聞いていて、ちょっと誤解があるなと思う三点を先生の方からシンプルに答えていただきたいと思います。（以下略）

○森田高君 国民新党の森田です。

谷澤先生とぬで島先生にお伺いしたいと思うんですが、谷澤先生には、先ほど来出てきます小児科学会のアンケート結果でございます。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 簡潔にお願いします。簡潔に。

○森田高君 はい。

あと恐縮ながら、先生、先ほど資料で二番目に医学実験でもという言葉を使っていたら。そして、お言葉の中に人体実験という表現が使われたんですが、これはヘルシンキ宣言において日本では人体実験は一例も行われておりませんので、これは臨床試験ということをおっしゃりたいと思いますが、これはもう行政、現場、学術、全部が認めた公正な方法で、世界が医学の進歩のために行っている臨床試験だと私は思いますんで、人体実験という言葉は、これはヘルシンキ宣言にも反しますし不適切な用語ではないかと私は思いますんで、撤回された方がよろしいかと思ひます。済みません。

（中略）

○丸川珠代君 ありがとうございます。自由民主党の丸川珠代でございます。

谷澤参考人にお伺いしたいと思います。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） 谷澤参考人、簡潔にお願いします。

○参考人（谷澤隆邦君） これは、やはり今、家族が必ずしも法的脳死を、診断を望まないというか、いろいろな親御さんの環境があって、結局、主治医が脳死状態という形で判断しているものが多いということで、確かに、この中でいわゆる正式な手順を踏んだものという形になると、少し落ちてくると思います。

ただ、その前の方に書いてございますように、臨床的脳死診断は十三例、真ん中ほどのパラグラフにありますけれども、厳密に行ったのは十三例、一八%で、無呼吸まで入れると六例ということになっておりますが、この中で何例かというのはちょっと、今私自身は覚えておりませんが。

（中略）

○中村哲治君 町野参考人に伺います。

先ほどの説明も、死者の自己決定概念の説明については、法哲学的な視点からの整理をされたということだと私、理解しております、非常に分かりやすかったと私は思っております。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） では、町野参考人、恐縮ですが、簡潔にお願いいたします。

○参考人（町野朔君） ちゃんと法的脳死判定をしたにもかかわらず臓器提供に至らなかったときについて、一体人の死はそのとき脳死のときなのかという御議論ですけれども、これは、先ほどの行政的な方の委員会の方では、そういうときでもそうだと具合に一応決着は付いております。しかし、だからといって、先ほど申し上げましたとおり、そのときに本当に死んだのだという話では私はないだろうということでございます。

ただ、実務上の上では、一応、これはいかようにでもなし得るところだろうと私は思います。

○小林正夫君 時間の関係もあり、端的に谷澤参考人と町野参考人にお聞きをいたします。

自己決定の年齢なんですけれども、十五歳未満について移植可能ということに仮になった場合に、現在は十五歳未満はしないということになっていきますから、ドナーカードは持っていない、またドナーカードは与えてないというふうに私は思うんですが、今度十五歳未満オーケーになった場合には、年齢制限を取っ払うということになりますので、ドナーカードを持つ、こういう教育もしなきゃいけないということが一つあると思います。（以下略）

○委員長（辻泰弘君） では、まず谷澤参考人、簡潔にお願いいたします。

○参考人（谷澤隆邦君） ここのところは一般的な話をしておりますので、個人差がかなりあると思います。

私も詳しくは知りませんが、最高裁で証人としての価値がある。例えば、六歳の子供がその殺人を犯したのを見ていたというふうなことを取り上げられたというのは聞いておりますので、やっぱりある程度我々は、大多数の意見が、世論が受け入れられる年齢で十二歳ということを出しております。この年齢層であれば、やはり今自己表明もありましたけれども、大人では拒

否権が認められておるわけですね。こういう拒否権についても是非認めていただきたいというふうに思っています。(以下略)

○参考人(町野朔君) 短い時間ですべてにお答えするのはかなり難しいと思いますけれども、今、一つの問題は本人の自己決定、つまり提供する提供しないということの自己決定と、それから家族のそれとが矛盾するときどうするかという話ですね。(以下略)

○委員長(辻泰弘君) どうぞ、それじゃ簡潔にお願いします。

○参考人(町野朔君) はい。

簡潔にということですが、先ほどの御議論でいろいろ混乱を招いているかもしれませんが、ずっと混乱を招き続けているのかもしれませんが、私が申し上げているのは、意思の表明だけが自己決定ではないという話です。そしてさらに、本人の、つまり通常の場合でも同じですが、同意するのと拒絶するのと意思能力はそれは違うだろうということです。(以下略)

○委員長(辻泰弘君) よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして参考人に対する質疑は終了させていただきます。

参考人の皆様方には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして心より厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会